

労務 ROAD

■キャリアアップ助成金の正社員化コース 令和3年4月1日以降の変更後の支給申請のご案内

★正社員化コース 助成金額（中小企業の場合）

- ①有期 → 正規：1人当たり57万円<72万円>
 - ②有期 → 無期：1人当たり28万5,000円<36万円>
 - ③無期 → 正規：1人当たり28万5,000円<36万円>
- <>内の金額は生産性の向上が認められる場合の額
- ※①～③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで
- 各種加算措置（1人当たり、中小企業の場合）
- (1) 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 →28万5,000円
 - (2) 母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合 →95,000円
 - (3) 勤務地・職務限定正社員制度、**短時間正社員制度**を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合<1事業所当たり1回のみ> →95,000円

キャリアアップ計画の作成・提出	今後のおおまかな取り組みイメージを記載。内容に変更がある場合は変更届の提出が必要。
就業規則等の改訂	転換の手続き、要件、転換または採用時期を規定。 ※10人以上の事業所は監督署への届出も必要。
就業規則等に基づき正社員等へ転換	雇用された期間が6か月以上の有期契約労働者の転換が助成金の支給対象。 ※有期契約労働者から転換する場合、雇用された期間が通算して3年以内の者に限ります。
転換後6か月の賃金の支払い	転換前6か月と転換後6か月の賃金を比較し、3%以上増額している必要がある。 ※基本給及び定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額で、 賞与を含めることはできません。 賃金総額に含むことができない手当がありますので、詳細はお問合せください。 ※総額が増額している場合でも、固定的賃金が低下している場合は支給対象外となります。
支給申請	転換または直接雇用した対象労働者に対し、正規（無期）雇用労働者としての賃金を6か月分支給した日の翌日から起算して2か月以内に申請。

〈賃金3%以上増額の計算方法〉

○原則（転換前後で所定労働時間や給与支給形態に変更が無い場合）

$$\frac{(\text{転換後6か月賃金の合計} - \text{転換前6か月の賃金総額})}{\text{転換前6か月の賃金総額}} \times 100 \geq 3\%$$

○転換前後で所定労働時間や給与の支給形態に変更があった場合
 賃金を所定労働時間で除し、1時間あたりの賃金を算出した上で比較する

○転換日が賃金日と一致しない場合
 例) 毎月10日払、当月25日払の事業所で、4月1日に転換した場合
 転換前6か月を「9月11日～3月10日」、
 転換後6か月を「4月11日～10月10日」として確認

※上記は2021年11月の情報です。今後支給要件等が変更になる場合もございます。

【厚生労働省より】

VOL.775
(2111-4)



〒541-0056
 大阪市中央区久太郎町
 1-9-26 LUCID SQUARE
 SEMBA 5F
 TEL:06-6264-6264
 FAX:06-6264-6265
 H P: <https://k-s-j.net/>
 編集: 木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
 労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
 06-6264-6543 まで！

7月から、運動不足解消のため、K-popのダンス教室に通いはじめました。大学の時にちょっとだけやっていたのですが、最初はすごく不安でした。優しい先生で、同じクラスのメンバー達もほとんど初心者なので、一緒に頑張っていて、今は週に一回通っています(笑)。(姚)

11月 労務スケジュール

- ・税を考える週間（～17日）
- ・9月決算法人の確定申告納税、2022年3月決算法人の中間（予定）申告と納税
- ・年末調整の準備